

事例番号:290170

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

2 回経産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 3 日 夜間から前駆陣痛様の子宮収縮あり

妊娠 39 週 4 日

9:00 頃- 腹痛を自覚する

10:00 頃 搬送元分娩機関受診、胎児心拍数陣痛図で高度の徐脈(60-70 拍/分)の持続あり、常位胎盤早期剥離の疑いで当該分娩機関へ母体搬送

10:48 当該分娩機関到着、入院、腹部板状硬あり、ドップラ法で胎児心拍数 70 拍/分、超音波断層法で胎盤肥厚所見確認

#### 4) 分娩経過

11:08 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開により児娩出、子宮底部にケーベル兆候あり

胎児付属物所見 胎盤の 20-30%に剥離所見あり

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 4 日

(2) 出生時体重:3544g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.562、PCO<sub>2</sub> 141mmHg、PO<sub>2</sub> 17mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 不明

BE -36.8mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分5点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後8ヶ月 頭部MRIで萎縮した大脳基底核・視床が嚢胞性変化をきたし、  
多嚢胞性脳軟化症の所見

## 6) 診療体制等に関する情報

### <搬送元分娩機関>

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名

看護スタッフ:助産師1名、看護師1名

### <当該分娩機関>

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名、小児科医1名、麻酔科医2名

看護スタッフ:看護師3名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症である  
と考える。

(2) 常位胎盤早期剥離の関連因子は認められない。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は、妊娠39週3日の夜間から39週4日の朝  
までの間であると考ええる。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

## 2) 分娩経過

- (1) 妊娠 39 週 4 日 10 時頃、搬送元分娩機関において、胎児心拍数 50-80 拍/分台、および超音波断層法を実施し常位胎盤早期剥離を疑った判断は適確である。
- (2) 常位胎盤早期剥離を疑い、リトドリン塩酸塩注射薬を投与開始し当該分娩機関へ母体搬送をしたことは、選択肢のひとつである。
- (3) 妊娠 39 週 4 日 10 時 48 分、当該分娩機関において腹痛、腹部板状硬、胎児心拍数 70 拍/分(トッポラ法)、胎盤肥厚を認め常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したことは適確である。
- (4) 帝王切開決定から 20 分で児を娩出したことは適確である。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。
- (6) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

## 3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管)およびNICUに入院管理としたことは一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

### 1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1) 搬送元分娩機関

リトドリン塩酸塩注射薬の適応と投与量は、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例ではリトドリン塩酸塩注射薬の適応と投与量の記載がなかった。常位胎盤早期剥離の場合の投与は禁忌とされているが使用していることから、リトドリン塩酸塩注射薬を投与した適応と投与量の記載をすることが望まれる。

#### (2) 当該分娩機関

なし。

## 2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

### (1) 搬送元分娩機関

今後は胎児心拍数陣痛図を5年間保存しておくことが望まれる。

【解説】本事例は、妊娠37週の胎児心拍数陣痛図が保存されていなかった。「保険医療機関及び保険医療費担当規則」では、保険医療機関等は、医療および特定療養費に係る療養の取り扱いに関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から3年間保存しなければならない。ただし、患者の診療録にあっては、その完結の日から5年間とするとされている。胎児心拍数陣痛図は、原因分析にあたり極めて重要な資料であるため、診療録と同等に保存することが重要である。

### (2) 当該分娩機関

なし。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

### (1) 学会・職能団体に対して

常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

### (2) 国・地方自治体に対して

なし。